

定 款

一般社団法人日本 MOT 振興協会

平成20年12月1日 作 成平成20年12月

1日 認 証

一般社団法人日本MOT振興協会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人日本MOT振興協会（英文名 Japan MOT Association）と称する。

(目 的)

第 2 条 当法人は、MOT（Management of Technology：技術経営）に関する広範な調査研究、研究開発、人材育成及び啓蒙普及、更に国際的な協調事業を行うことによって、我が国の科学技術、産業技術が主導する経営戦略の進展を図ると同時に、世界に役立つ我が国の経済社会、学術の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) MOTに関する調査及び研究
- (2) MOTに関する研究会、研修会等の開催
- (3) MOTに関する人材育成
- (4) MOTに関する啓蒙普及
- (5) MOTに関する情報の収集及び提供
- (6) MOTに関する国際連携の推進
- (7) MOTに関する関係機関との連絡協調
- (8) 前各号に掲げるもののほか、当法人の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第 4 条 当法人は、主たる事務所を東京都中央区八重洲二丁目11番6号に置く。

(公告の方法)

第 5 条 当法人の公告は、東京都において発行される日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 会 員

(会員の資格及び種類)

第 6 条 当法人の会員は、正会員及び賛助会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

2 正会員は、以下のものとする。

(1) 当法人の目的に賛同して入会する法人

(2) MOTに関する学識経験者

3 賛助会員は、当法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする法人とする。

(入 会)

第 7 条 当法人の会員になろうとするものは、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 法人又は団体たる会員にあつては、当法人に対する代表者として当法人に対してその権利を行使する者(以下「会員代表者」という。)を定め、会長に届け出るものとする。

3 会員代表者を変更した場合は、速やかに変更届を会長に届け出なければならない。

(経費の負担)

第 8 条 会員は、入会時に、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 会員は、当法人の運営及び事業の実施に要する経費を負担するため、総会の定めるところにより会費を負担しなければならない。

(退 会)

第 9 条 会員が退会しようとするときは、事前にその旨を書面をもって会長に届け出なければならない。

2 会員が死亡、解散又は破産したときは、退会したものとみなす。

(除 名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を得て、これを除名することができる。

(1) 会費を納入せず、督促後なお会費を1年以上納入しないとき。

(2) 当法人の名誉をき損し又は当法人の目的に反する行為をしたとき。

- 2 前項第2号の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行なう総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 前2条のほか、会員は、正会員が同意したときは、その資格を喪失し、当法人の権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎年1回、事業年度終了後75日以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員総数の10分の1以上の正会員から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 監事の全員から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

- 2 社員総会を召集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開会の日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故若しくは支障があったときは、出席正会員のうちから議長を選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の社員総会において、議長は、正会員として決議に加わることはできない。

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

(1) 社員の除名

(2) 定款の変更

(3) 解散

(4) 不可欠特定財産の処分

(5) その他法令で定められた事項

4 理事を選任する議案を決議するに際しては、各候補ごとに第2項の決議を行わなければならない。理事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数枠に達するまでの者を選任することができることとする。

(社員総会の決議の省略)

第18条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は正会員から提案があった場合において、その提案に正会員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第19条 正会員は、代理人1名によってその議決権を行使することができる。ただし、代理人は当法人の正会員又は、第6条第3項に掲げる要件を満たすものと認めるものに限る。

2 正会員又は代理人は、社員総会ごとに、代理権を証明する書面を当法人に提出しなければならない。

(議事録)

第20条 社員総会及び理事会の議事録については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に記名捺印する。

(社員総会規程)

第21条 社員総会に関する事項は、法令又は本定款のほか、総会において定める社員総会規程による。

第4章 理事、監事、代表理事及び諮問委員会

(員数)

第22条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上60人以内とする。
 - (2) 監事 1人または3人以内とする。
- 2 理事のうち、1人を会長、1人以上20人以内を副会長、1人を専務理事とする。

(選任方法)

第23条 理事及び監事は、社員総会において、正会員（法人又は団体の場合にあつては、会員代表者）のうちから選任する。ただし、正会員以外の者を当法人の理事又は監事とする必要性のある場合は、2人を限度として選任することができる。

- 2 理事及び監事が、会員代表でなくなったときは、第1項の規定にかかわらず、理事会の議決を得て、当該会員から第7条第3項の規定に基き届け出のあった会員代表者を後任の理事又は監事に選任することができる。この場合、当該理事会開催後最初に開催する総会において承認を得るものとする。

(代表理事及び役付理事)

第24条 理事会は、その決議によって代表理事を選任する。代表理事をもって会長とする。

- 2 理事会は、その決議によって副会長、専務理事を定めることができる。
- 3 会長は、当法人を代表する。

(任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 3 理事及び監事は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第26条 理事及び監事が次の各号の一に該当する時は、社員総会に置いて正会員総数の4分の3以上の議決を得て、当該理事及び監事を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他理事及び監事たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項第2号の規定により解任する場合は、第10条2項の規定を準用する。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事については、理事会の決議を得て、報酬を支給することができる。

(最高顧問)

第28条 当法人に最高顧問10人以内を置く。

- 2 最高顧問は、豊富な経験と広範な知識を基に、高度な観点から会長を支援するとともに、協会活動などについて提言を行う。

(諮問委員)

第29条 当法人に諮問委員20人以内を置く。

- 2 諮問委員は、学識経験者又は当法人に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 諮問委員は、次の事項に関して会長の諮問に答え、又は意見を述べる。
 - (1) 事業計画
 - (2) 収支予算
 - (3) その他当法人の運営に関する事項
- 4 諮問委員の任期は、第25条第1項の規定を準用する。

第5章 理事会

(理事会の設置) 第30条 当法人に理事会を
を設置する。

(理事会の招集及び招集通知)

第31条 理事会は、会長が招集する。

- 2 理事会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開会の日の7日前までに各理事及び監事に対して通知しなければならない。
- ただし、議事が緊急を要する場合は、あらかじめ理事会において定めた方法によって招集する。
- 3 副会長は会長を補佐して、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、会務を総括するとともに、会長及び副会長共に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(理事会の決議)

- 第33条 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、理事総数の2分の1以上の出席をもって成立し、出席理事の過半数の一致をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 前項の理事会において、議長は、理事として決議に加わることはできない。
 - 3 特に重要な案件については、出席理事全員の合意により、出席理事の3分の2以上の一致を必要とすることができる。

(理事会の決議の省略)

第34条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該

提案に異議を述べた場合を除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会規程) 第35条 理事会に関する事項は、法令又は本定款のほか、理事会において定める理事会規程による。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資産の構成)

第37条 当法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金
- (3) 会費
- (4) 寄付金品
- (5) 資産から生じる収入
- (6) 事業に伴う収入
- (7) その他の収入

(資産の管理)

第38条 当法人の資産は、会長が管理し、その管理の方法は、理事会で議決による。

(経費の支弁)

第39条 当法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第40条 当法人の事業計画書及び収支予算書は、会長が作成し理事会の議決を得た後に、毎事業年度開始前に社員総会の議決を得なければならない。ただし、やむを得ない事情があるため当該事業年度開始前に総会を開催できない場合にあっては、理事会の議決によることを妨げない。この場合においては、当該事業年度の開始の日から75日以内に総会の議決を得るものとする。

2 前項ただし書の場合にあつては、社員総会の議決を得るまでの間、前事業年度の予算執行の例による。

(事業報告及び収支決算)

第41条 当法人の事業報告書、収支決算書及び財産目録は、会長が毎事業年度終了後遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経、理事会の承認を得た後、当該事業年度終了後75日以内に社員総会の承認を得なければならない。

(特別会計)

第42条 当法人は、事業の遂行上必要がある場合は、理事会の議決を得て、特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計は、第40条の収支予算及び前条の収支決算に計上しなければならない。

(剰余金の処分)

第43条 当法人の収支決算に剰余金が生じた場合は、繰り越した欠損金があるときはその補填に充て、なお剰余金のあるときは社員総会の議決を得て、その全部又は一部を翌事業年度に繰り越し、又は積み立てるものとする。

(借入金)

第44条 当法人が借入金をしようとする場合は、その事業年度の収入額を上限とする借入金であつて、理事会の承認を得るものとする。

第7章 基金

(基金の募集)

第45条 当法人は、基金を引き受ける者の募集を行うことができるものとする。

(基金の返還)

第46条 基金の返還は、法第141条の規定に基づき、定時社員総会の決議によって行う。

第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第47条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって変更することができる。

(解散)

第48条 当法人は、社員総会の決議及び法人法その他の法令で定めた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第49条 当法人が解散の場合の残余財産は、社員総会において正会員総数の4分の3以上の議決を得て、当法人と類似の目的を有する他の法人又は団体に寄附するものとする。

第9章 附 則

(最初の事業年度)

第50条 当法人の最初の事業年度は、法人成立の日から平成21年3月31日までとする。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第51条 当法人の設立社員の氏名及び住所は、次のとおりとする。

(住所) 東京都世田谷区三軒茶屋2丁目23番6号

(氏名) 有馬朗人(住所) 埼玉県さいたま市中央区上落合1丁目9番1号802

(氏名) 児玉文雄

(住所) 東京都西東京市東伏見6丁目5番18号

(氏名) 橋田忠明

(設立時理事及び代表理事)

第52条 当法人の設立時理事及び代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 有馬朗人 設立時理事 児玉

文雄

設立時理事 橋田忠明

東京都世田谷区三軒茶屋2丁目23番6号代表理事

有馬朗人

(委員会)

第53条 当法人は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。

- 2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し、又は審議する。
- 3 その他委員会の組織、構成及び運営に関して必要な事項は、会長が理事会の議決を得て別に定める。

(事務局)

第54条 本会に、事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の同意を得て、会長が委嘱し、職員は、会長が任免する。
- 4 その他事務局及び職員に関する必要な事項は、会長が理事会の議決を得て別に定める。

(定款に定めのない事項)

第55条 この定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令によるものとする。

以上、「一般社団法人日本MOT振興協会」を設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成20年12月1日

設立時理事 有馬朗人 (印) 設立時理事 児玉
文雄 (印) 設立時理事 橋田忠明 (印)

(2009.2)

(別紙) 入会金及び会費

会員種別		入会金	年会費
正会員	法人	理事	100万円
		一般	50万円
	学校		20万円
	個人		1万円
賛助 (情報のみ)		20万円	20万円